

2019年11月1日

各 位

会 社 名 株式会社Minoriソリューションズ
代表者名 代表取締役社長 森下 祐治
(コード番号：3822)
問合せ先 経営企画室長 湯木 伸朗
(TEL. 03-3345-0601)

**(変更)「SCSK株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」
の一部変更について**

2019年10月30日付で開示いたしました「SCSK株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下、「当初プレスリリース」といいます。)について、2019年11月1日、SCSK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)と三菱総研DCS株式会社(以下「三菱総研DCS」といいます。)との間で、三菱総研DCSの所有する当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)のすべてを公開買付者による当社普通株式に対する(以下「本公開買付け」といいます。)に応募する旨の応募契約が締結されたことに伴い、一部変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

変更箇所は、下線で表示しております。

なお、本プレスリリースの用語は、別途定義する場合を除き、当初プレスリリースに定める意味を有するものとしします。

記

1. 変更事項

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

2. 変更前の内容及び変更後の内容

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2019年10月30日付で、①当社の主要株主である第2位株主の長澤信吾氏(所有株式数：907,600株、所有割合：10.54%) (以下、「長澤氏」といいます。)、②当社の第5位株主であり、当社の顧問である滝澤正盛氏(所有株式数：680,300株、所有割合：7.90%) (以下、「滝

澤氏」といいます。)、及び③当社の第6位株主である有限会社フライト(所有株式数:348,000株、所有割合:4.04%) (以下、「フライト」といいます。)の各株主(以下、長澤氏、滝澤氏及びフライトを総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれ、各応募予定株主が所有する当社普通株式の全て(合計:1,935,900株、所有割合の合計:22.49%)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下、長澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約、滝澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約及びフライトとの間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約を総称して「本応募契約」といいます。)を締結しているとのことです。

また、公開買付者は、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主の三菱総研DCS株式会社(所有株式数:1,378,000株、所有割合:16.01%) (以下、「三菱総研DCS」といいます。)との間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っており、今後必要な手続を進めていく予定とのことです。

なお、本応募契約の詳細は、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

(変更後)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2019年10月30日付で、①当社の主要株主である第2位株主の長澤信吾氏(所有株式数:907,600株、所有割合:10.54%) (以下、「長澤氏」といいます。)、②当社の第5位株主であり、当社の顧問である滝澤正盛氏(所有株式数:680,300株、所有割合:7.90%) (以下、「滝澤氏」といいます。)、及び③当社の第6位株主である有限会社フライト(所有株式数:348,000株、所有割合:4.04%) (以下、「フライト」といいます。)の各株主(以下、長澤氏、滝澤氏及びフライトを総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれ、各応募予定株主が所有する当社普通株式の全て(合計:1,935,900株、所有割合の合計:22.49%)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下、長澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約、滝澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約及びフライトとの間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約を総称して「本応募契約」といいます。)を締結しているとのことです。

また、公開買付者は、当社の主要株主である筆頭株主の三菱総研DCS株式会社(所有株式数:1,378,000株、所有割合:16.01%) (以下、「三菱総研DCS」といいます。)との間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っておりましたが、2019年11月1日付で本公開買付けへの応募に関する契約(以下、「本応募契約②」といいます。)を締結したとのことです。なお、三菱総研DCSは当社の顧客でもありますが、三菱総研DCSと当社との間の現状の取引関係については、同日現在、本公開買付けが成立した場合の変更は特段予定されておりません。

なお、本応募契約及び本応募契約②の詳細は、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(変更前)

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根

拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2019年10月30日付で、応募予定株主それぞれとの間で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、応募予定株主は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合に、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の義務を負っているとのことです。また、本応募契約においては、応募予定株主による応募に関する前提条件は付されていないとのことです。

また、公開買付者は、三菱総研DCSとの間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っており、今後必要な手続を進める予定とのことです。

(変更後)

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2019年10月30日付で、応募予定株主それぞれとの間で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、応募予定株主は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合に、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の義務を負っているとのことです。また、本応募契約においては、応募予定株主による応募に関する前提条件は付されていないとのことです。

また、公開買付者は、三菱総研DCSとの間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っておりましたが、2019年11月1日付で本応募契約②を締結したとのことです。なお、三菱総研DCSは当社の顧客でもありますが、三菱総研DCSと当社との間の現状の取引関係については、同日現在、本公開買付けが成立した場合の変更は特段予定されておりません。

本応募契約②において、三菱総研DCSは、当社が本公開買付けに賛同の意見を表明していることを前提として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の義務を負っているとのことです。

また、本応募契約②において、本公開買付けの条件の変更、公開買付者以外の者による当社普通株式に対する公開買付けその他当社普通株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされ、本公開買付けへの応募が三菱総研DCSの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるものと合理的に判断される場合、三菱総研DCSは、公開買付者に対して、本公開買付けの条件の変更等につき協議を申し出ることができるものとし、当該申出から5営業日後の日又は公開買付期間終了日の前営業日のいずれか早く到来する日までに、三菱総研DCS及び公開買付者間で協議が調わない場合には、三菱総研DCSは、本公開買付けに応募し当該応募を撤回しない義務を免れるものとされているとのことです。

以上